各種書類等をメール提出する場合のメール送信先

<財政課 契約管理係 受信用アドレス>

s-kyks@city.sukagawa.fukushima.jp

契約書チェックリスト 業務委託(建築設計)

	契約時提出書類	確認項目	紙契約の場合の提出方法	電子契約の場合の提出方法	チェック
	大中国 が 日 以	① 委託業務の番号・名称、場所、履行期間は、金抜き設計書等	104 × 11 07 - 50 11 07 105 11 17 174	-P 1 SCHOOL BIT AND WAY	, _,,
1	業務委託契約書 (2部、1部は印紙あり)	に記載された内容と一致。	窓口で提出	電子契約システム上で確認	
		② 契約日は入札日の翌日。 (翌日が休日又は祝日の場合は、次の平日)。			
		③ 業務委託料、消費税の額に誤りがない。 ※ 業務委託料等の金額の訂正は不可。 記載の誤りをした場合は担当課へ連絡。			
		④ 印紙税額に誤りはなく、かつ、印紙を消印。 ※ 消費税額を除く業務委託料 に応じた税額。			
		5割印を押印している。 ※ 喜面の袋とじ部分1箇所だけで結構です。 ※表面の上部の捨て印は不要です。			
2	契約条項	業務委託契約書に添付。	窓口で提出	電子契約システム上で確認	
3	建築士法第22条の3の3第1項に 定める記載事項	延べ面積300㎡以上 の新築設計又は工事監理の場合のみ提出。	窓口で提出	電子契約システム上で確認 (事業者側からアップロード)	
4	業務着手届(押印省略)	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された 内容と一致。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
5	業務工程表 (押印省略)	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された 内容と一致。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
6	管理技術者通知書 ※ 軽壓書、資格証(写)、保険証 (写し)※ を添付 (押印省略)	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された 内容と一致。 ※ 健康保険証を添付する際は、被保険者等記号・番号を塗り潰 ず等のマスキングを施したものを提出してください。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
7	担当(技術)者名簿(押印省略)	※ 健康保険証には、有効期限内の健康保険証のほか、資格情報のお知らせ又は資格確認書を含みます。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
8	課税事業者届出書(押印省略)	契約日を含む課税期間であること。履行期間が課税期間内に含まれていない場合は、次期分も併せて提出。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
9の1	契約保証 (現金で納付する場合)	別紙「契約保証金納付書記入について」を確認。	窓口で提出	メールもしくは窓口で提出	
മേ	契約保証 (現金で納付する場合を除く。)	業務委託名等は業務委託契約書・金抜き設計書に記載された 内容と一致。 ※ 前会れた中語する場合は、保証会社と統結した保証証金	【書面で証書を作成する場合・金融機関等の保証の場合】 窓口で提出	【書面で証書を作成する場合・金融機関等の保証の場合】 窓口で提出	
9072			【電子保証を利用する場合】 東日本建設業保証㈱が発行する「保証契約番号」と 「 <u>認証キー」を</u> メールで提出	【電子保証を利用する場合】 東日本建設業保証㈱が発行する「保証契約番号」と 「認証キー」をメールで提出	
10	納税証明書(制限付一般競争入札のみ)	須賀川市に市税(法人住民税・固定資産税)の納税義務がある場合。	窓口で提出		
※前	- 「金払を申請する場合(契約額30	00万円以上の場合のみ可)は下記の書類も併せて提出。			
11	前払金保証証書とその写し	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された 内容と一致。	窓口で提出・条件付き(※2)でメール提出可	窓口で提出・条件付き(※2)でメール提出可	
	前払金申請書・請求書		※1 押印省略する場合は、請求書に「発行責任者の氏名・電話」と「発行担当者の氏名・電話」の記載が必要となりますのでご注意ください。	※1 押印省略する場合は、請求書に「発行責任者の氏名・電話」と「発行担当者の氏名・電話」の記載が必要となりますのでご注意ください。	
12	[押印省略]	② 請求金額が業務委託料の30%以内である。	 ※2メールで提出可能なのは、東日本建設業保証㈱の		
		③ 振込先が前金用の口座である。	電子保証を利用した場合に限ります。	電子保証を利用した場合に限ります。	

※提出書類様式は市HP>事業者の方へ>入札・契約等>入札および契約に関する情報>入札・契約の各種様式からダウンロードしてください。

※委託料(税抜)に応じた印紙税額			
100万円以下のもの	20	00円	
100万円を超え200万円以下のもの	40	00円	
200万円を超え300万円以下のもの	1=	千円	
300万円を超え500万円以下のもの	2=	千円	
500万円を超え1千万円以下のもの	17	万円	
1千万円を超え5千万円以下のもの	27	万円	
5千万円を超え1億円以下のもの	67	万円	
1億円を超え5億円以下のもの	107	万円	